6　タンザニア連合共和国政府は、借款が適正に、かつ、専ら3(1)に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

7　タンザニア連合共和国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途並びにＭＫＵＫＵＴＡⅡ及びＦＹＤＰⅠの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款並びにＭＫＵＫＵＴＡⅡ及びＦＹＤＰⅠの実施に関連するその他の情報

8　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認される貴官の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が貴官の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて貴官に向かって敬意を表します。

二千十六年三月三十日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　吉田雅治

タンザニア連合共和国

財務計画次官

サバシウス・リクウェリレ殿

（タンザニア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をタンザニア連合共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十六年三月三十日にダルエスサラームで

タンザニア連合共和国

財務計画次官

サバシウス・リクウェリレ

タンザニア連合共和国駐在

日本国特命全権大使　吉田雅治閣下

○厚生労働省告示第二百八号

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示を次のように定め、平成二十八年六月一日から適用する。

平成二十八年四月十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

労働安全衛生法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備に関する告示

（昭和四十七年労働省告示第九十一号の一部改正）

第一条　昭和四十七年労働省告示第九十一号（労働安全衛生法施行令第十八条第二十四号等の規定に基づく厚生労働大臣が指定する物）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働安全衛生法施行令別表第四第六号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する物

（昭和六十三年労働省告示第七十六号の一部改正）

第二条　昭和六十三年労働省告示第七十六号（労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づく試験施設等が具備すべき基準）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働安全衛生規則第三十四条の三第二項の規定に基づき試験施設等が具備すべき基準

第一条及び第十六条第一項中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改める。

（昭和六十三年労働省告示第七十七号の一部改正）

第三条　昭和六十三年労働省告示第七十七号（労働安全衛生法第五十七条の三第一項の規定に基づく厚生労働大臣の定める基準）の一部を次のように改正する。

次の題名を付する。

労働安全衛生法第五十七条の四第一項の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

第一条中「第五十七条の三第一項」を「第五十七条の四第一項」に改める。

（化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針の一部改正）

第四条　化学物質等の危険性又は有害性等の表示又は通知等の促進に関する指針（平成二十四年厚生労働省告示第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「この限りではない」を「この限りでない」に改め、同項第一号中ロを削り、ハをロとし、ニからトまでをハからヘまでとし、同条第二項中「票せん」を「票箋」に、「同項第一号ハからトまで」を「同項第一号ロからヘまで」に改める。

第五条第二項中「以下」を削り、「第二十八条の二第一項」の下に「又は第五十七条の三第一項」を加える。

（労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等の一部改正）

第五条　労働安全衛生規則第二十四条の十四第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める危険有害化学物質等（平成二十四年厚生労働省告示第百五十号）の一部を次のように改正する。

○農林水産省告示第千二十号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第八十三条第一項の規定により読み替えて適用される同法第四十二条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十七号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十一号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第六十条第一項の規定に基づき、動物用生物学的製剤検定基準（平成十四年十月三日農林水産省告示第千五百六十八号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二十二号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第八十三条の規定により読み替えて適用される同令第五十八条及び動物用医薬品等取締規則（平成十六年農林水産省令第百七号）第百五十四条第一項の規定に基づき、動物用医薬品の検定手数料並びに試験品及び出願者の保存用品として抜き取らせるべき数量（平成二十五年六月十八日農林水産省告示第二千九号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十八年四月十八日

農林水産大臣　森山　裕

表ワクチン（シードロット製剤を除く。）の部中

「牛クロストリジウム感染症（アジュバント加）トキソイド	342,800	23,800	10	2		
牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキソイド	342,800	23,800	10	2		
牛クロストリジウム感染症5種混合（アジュバント加）トキソイド乳房炎（黄色ブドウ球菌）・乳房炎（大腸菌）混合（油性アジュバント加）	481,800	23,800	18	10	10	2

を

」

に

不活化ワクチン

改める。